

6 宜野座小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

(2) 本校のいじめの基本認識

① 「いじめ」の判断

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、「いじめを受けたとする児童生徒の立場」に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、大人の見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査をした上で、いじめの判断及び認知は、一部の教職員のみによることなく、「いじめ対策委員会」を活用して行う。

② 具体的ないじめの態様（例）

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ・身体や動作について不快なことを言われる
- ・存在を否定される
- ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる

- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
- ・遊びやチームに入れない
- ・席を離される

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする

- ・身体をこづかれたり、触って知らないふりされたりする
- ・遊びと称して、技をかけられる

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・殴られ、蹴られるのが繰り返される

オ 金品をたかられる

- ・脅され、お金や持ち物（例：携帯電話等）を取られる

カ 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる

- ・筆箱等、文房具を隠される
- ・靴に画鋸やガムを入れられる
- ・写真やカバン等を傷つけられる

キ 嫌なことや恥ずかしこと、危険なことをされたり、させられたりする

- ・万引きやかつあげを強要される
- ・大勢の前で衣服を脱がされる
- ・教師や大人に暴言を吐かされる

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

- ・パソコンや携帯電話等での掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる

カ 性的いたずらをされる

- ・スカートをめくられる、無理矢理キスをされる
- ・胸を触られる、裸にされる、性器を触られる（プライベートゾーンは見せない・触らせない）